



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年9月16日火曜日 第1492号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	955
告 示	
新たに生じた土地の確認（関前村）.....	966
字の区域の変更（ " ）.....	966
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	966
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	967
土地改良区役員の退任の届出（3件）.....	968
土地改良事業の工事完了の届出（5件）.....	969
県営土地改良事業の工事の完了.....	969
肥料登録有効期間の更新.....	969
海岸保全区域の指定の一部改正.....	970
都市計画の変更（一部変更）.....	970
都市計画事業の認可.....	970

規 則

○愛媛県規則第61号

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和40年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「こと」の下に「又はその扶養している児童であること」を加え、同項第3号中「現に」を「前号の配偶者のない女子が現に」に改め、同条第2項中「第11条」を「第14条」に改め、「の各号」を削り、同項第4号中「配偶者」を「配偶者」に改め、「事業」の下に「（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第6条第1項に規定するものに限る。）」を加える。

第8条第1項中「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第6条第3号」を「令第7条第3号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

第9条第1項中「第10条第3項」を「第13条第3項」に、「第4条第2項各号」を「第5条第2項各号」に改める。

第11条中「第7条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

第12条第1項中「第7条第5項」を「第8条第5項」に改める。

第13条中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13

条」に改める。

第15条中「第15条」を「第16条」に改める。

第16条第1項中「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第17条第1項中「第18条」を「第19条」に、「第12条」を「第15条第1項」に改める。

第18条第4号中「第11条」を「第12条」に改める。

第20条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」に改め、同条中「第15条」を「第20条」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業開始届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届出書」に改める。

第21条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業等」を「母子家庭等日常生活支援事業等」に改め、同条中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業変更届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届出書」に改める。

第22条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業等」を「母子家庭等日常生活支援事業等」に改め、同条中「第15条の2（法第19条の3第4項）を「第21条（法第33条第4項）に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業廃止（休止）届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書」に改める。

第23条第1項中「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に、「第19条の2の」を「第32条の」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「第19条の2第3項」を「第32条第3項」に、「第11条」を「第14条」に改め、同項第1号中「配偶者」を「配偶者」に改め、「事業」の下に「（令第6条第1項に規定するものに限る。）」を加える。

第24条第1項の表第8条第1項の項中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7号」を「若しくは第8号」に、「第27条第3号」を「第36条第3号」に、「まで、」を「まで若しくは」に改め、同表第9条第1項の項中「第10条第3項」を「第13条第3項」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に、「第4条第2項各号」を「第5条第2項各号」に、「第25条第2項」を「第33条第2項」に改め、同表第11条の項中「第7条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表第12条第1項の項中「第7条第5項」を「第8条第5項」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表第13条の項中「第10条」を「第11条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表第14条の項中「第11条又は第12条」を「第12条若しくは第13条」に、「第29条」を「第38条」に、「第11条（」を「第12条（」に、「）又は第12条」を「）若しくは第13条」に改め、同表第15条の項中「令第15条」を「令第16条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表第16条第1項の項中「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に、「第

29条」を「第38条」に改め、同表第17条第1項の項中「第18条」を「第19条」に、「第29条」を「第38条」に、「第12条」を「第15条第1項」に、「第19条の2第4項」を「第32条第4項」に改め、同表第18条第4号の項中「第11条」を「第12条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同条第2項中「第19条の3第3項」を「第33条第3項」に改める。

様式第1号(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9中「の各号」を削り、同様式(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9(2)中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、「こと」の下に「又はその扶養している児童であること」を加え、同様式(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9(3)中「現に」を「(2)の「配偶者のない女子」が現に」に改め、同様式(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9(4)中「免許」を「、免許」に改め、同様式(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9(7)中「知識技能」の下に「の習得」を加え、同様式(その1)(様式第1号(その1)の裏面)記載上の注意9(9)中「補修し」の下に「、保全し」を加え、同様式(その2)(様式第1号(その2)の裏面)記載上の注意2中「借受けよう」を「借り受けよう」に改め、同様式(その2)(様式第1号(その2)の裏面)記載上の注意4中「ともに」を「共に」に改め、同様式(その2)(様式第1号(その2)の裏面)記載上の注意8(1)中「または」を「又は」に改め、同様式(その2)(様式第1号(その2)の裏面)記載上の注意8(4)中「、配偶者」を「配偶者」に改め、「事業」の下に「(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項に規定するものに限る。)」を加え、「者」にかかる「を」を「もの」に係る「に」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係) 母子福祉資金貸付申請書調査書

様式第3号(その1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する貸付用

申 請 者	氏 名				
	住 所				
	職 業	(経験年数)			
	略 歴				
母子及び寡婦福祉法 第 6 条 該 当 の 事 実					
家庭の状況	収 入			円	
	家 計 費			円	
	そ の 他 の 支 出			円	
	差 引 額			円	
児 童 扶 養 の 事 実					
営 業 の 状 態					
店 舗 の 印 象		立 地 条 件		使用人	
				人	
収 実 支 績	収 入		支 出		差引利益 円
	売 上 高	円	仕入原価	円	
	そ の 他 の 収 入		営 業 費		
	計				

技能習得、修学、転宅、就職先等の状況	
貸付けの必要性	
償還能力	
保証人の信用状況	
法定代理人の状況	
総合意見	
調査の結果上記のとおり相違ありません。	
年月日	
	地方局長 印
愛媛県知事	殿

様式第3号(その2) 児童に対する貸付用

申請者の氏名			
申請者を扶養している 女子	氏名		
	住所		
	職業	(経験年数)	
	略歴		
母子及び寡婦福祉法第6条該当の事			
家庭の状況	収 入		円
	家 計 費		円
	そ の 他 の 支 出		円
	差 引 額		円
児童扶養の事			

修学、就職先等 の状況	
貸付けの必要性	
償還能力	
保証人の 信用状況	
法定代理人 の状況	
総合意見	
調査の結果上記のとおり相違ありません。	
年月日	
地方局長 印	
愛媛県知事 殿	

様式第5号(その1)を次のように改める。

様式第5号(その1) 個人用

<p>母子福祉資金貸付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあつた母子福祉資金については、次のとおり貸付けをすることに決定しましたので通知します。</p>				
仕 訳	貸 付 金 の 種 類	決 定 番 号	機 関 コー ド	機 関 名
	資 金			
貸付金額	円 貸付月額 (円)			
貸付期間	年 月 から 年 月 まで			回
償還期間	年 月 から 年 月 まで			回
償還方法		償還利子		
1 回目の賦金		2 回目以降の賦金		
	氏 名	住 所		
借 主				
連 帯 借 主				
連 帯 保 証 人				
連 帯 保 証 人				

- 注 1 この貸付金は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
- 2 この通知書は、この貸付けについての問い合わせその他に必要なから償還が終わるまで大切に保管すること。
- 3 問い合わせには、必ず資金種類及び決定番号を申し出ること。

様式第19号中「様式第19号」を「様式第19号（第15条関係）母子福祉資金貸付金一時償還請求書」に、「付で」を「付けで」に、「令第15条」を「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第16条」に改める。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号 (第19条関係) 母子福祉資金貸付台帳 (個人用)

母子福祉資金個人台帳

仕訳	資金コード	個人番号	貸付金種類	機関名	年 月 日現在
				機関コード	年 月 日作成

	氏 名	住 所
借主年 月 日生	
連帯借主年 月 日生	
連帯保証人年 月 日生	
連帯保証人年 月 日生	

貸付総額		貸付済額		貸付予定残額					
貸付計画	当 初	変更1	変更2	関連貸付番号(増額等)					
貸付金額									
月 額									
貸付期間									
貸付実績	貸付金額	貸付年月日	貸付金額	貸付年月日	貸付金額	貸付年月日	貸付金額	貸付年月日	休学期間

償還状況	償還総額		元金		利子		猶予期間1	
	収入済額		元金		利子		猶予期間2	
	未償還額		元金		利子		猶予期間3	
償還計画	償還期間		償還利率		償還回数		不能欠損額	
	開始年月	償還方法	1回目賦金	各回賦金	届出年月日			
						償還免除額		

振込口座	
引落口座	

償 還 計 画						完 納 (収 納) 日			
年	月	回数	元 金	利 子	元 利 計	年	月	日	区 分

様式第34号中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業開始届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届出書」に改める。

様式第35号中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業変更届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届出書」に改める。

様式第36号中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業廃止（休止）届出書」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書」に改める。

様式第37号（その2）（裏面）記載上の注意9(4)中「、配偶者」を「配偶者」に改め、「事業」の下に「（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項に規定するものに限る。）」を加え、「、母子家庭の母」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定は、平成15年4月1日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則様式第1号、様式第19号、様式第34号から様式第36号まで及び様式第37号（その2）の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1808号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、関前村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は関前村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
関前村大字岡村甲2570の1、甲2572の1、甲2574の3、甲2575の5、甲2620の3及び甲2621の6の地先	3,266.99

○愛媛県告示第1809号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、関前村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字岡村	関前村大字岡村甲2570の1、甲2572の1、甲2574の3、甲2575の5、甲2620の3及び甲2621の6の地先公有水面埋立地	3,266.99

○愛媛県告示第1810号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ松江
松山市松江町5番地3外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 時任紀邦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 時任紀邦
・株式会社メディコ・二十一
松山市小栗三丁目2番38号
代表取締役 土居 浩治
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,916平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の設置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
237台
イ 駐輪場の収容台数
177台
ウ 荷さばき施設の面積
380平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
80立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口6箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで

2 届出年月日

平成15年8月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	福田 信雄	西条市禎瑞68番地
"	平井 和広	西条市禎瑞330番地
"	福田 豊幸	西条市禎瑞576番地
"	保利 澄夫	西条市禎瑞540番地
"	井上 一夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安藤 雅康	西条市禎瑞1196番地
"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	白石 充	西条市禎瑞929番地
"	高木 球輝	西条市禎瑞1000番地
"	高橋 玄一	西条市禎瑞993番地
"	安藤 信雄	西条市禎瑞1539番地 1
"	本山 研誠	西条市禎瑞1766番地
"	井下 梅太郎	西条市禎瑞1937番地
"	矢葺 正文	西条市禎瑞1890番地
"	津島 次康	西条市禎瑞2287番地
"	戸田 世師和	西条市禎瑞2340番地
監事	保利 公洋	西条市禎瑞273番地
"	三崎 増久	西条市禎瑞662番地
"	三崎 宣文	西条市禎瑞1188番地
"	三浦 鶴男	西条市禎瑞1560番地
"	美濃 修二	西条市禎瑞1933番地
"	小林 克雄	西条市禎瑞2345番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	福田 信雄	西条市禎瑞68番地
"	池田 聡	西条市禎瑞626番地
"	平井 和広	西条市禎瑞330番地
"	福田 豊幸	西条市禎瑞576番地
"	井上 一夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	白石 充	西条市禎瑞929番地
"	高橋 玄一	西条市禎瑞993番地
"	安藤 信雄	西条市禎瑞1539番地 1
"	本山 研誠	西条市禎瑞1766番地
"	井下 梅太郎	西条市禎瑞1937番地
"	矢葺 正文	西条市禎瑞1890番地
"	小林 幹雄	西条市禎瑞2353番地
"	戸田 世師和	西条市禎瑞2340番地
監事	保利 公洋	西条市禎瑞273番地
"	安藤 靖臣	西条市禎瑞605番地 2
"	三浦 鶴男	西条市禎瑞1560番地
"	美濃 修二	西条市禎瑞1933番地
"	津島 次康	西条市禎瑞2287番地

○愛媛県告示第1812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	砂原 吉隆	今治市東村3丁目2番30号
"	越智 亀義	今治市上徳甲389番地 1
"	越智 敏	今治市松木293番地
"	加藤 貢	今治市喜田村5丁目5番12号
"	檜垣 要	今治市五十嵐甲349番地
"	益田 正夫	今治市四村190番地 2
"	宇高 昇	今治市徳重290番地 3
"	本宮 喜美男	今治市中寺674番地
"	益田 敏和	今治市中寺353番地
"	長岡 敏雄	今治市新谷甲1207番地
"	西原 保房	今治市新谷甲1171番地
"	山本 順也	今治市高橋甲1080番地
"	越智 光郎	今治市高橋甲1067番地 第1
"	岡本 時平	今治市高橋甲141番地
"	正岡 敏朗	今治市高橋甲682番地 1
"	長野 正志	今治市別名240番地
"	加藤 政則	今治市小泉1丁目7番23号
"	宇高 和夫	今治市馬越町3丁目2番47号
"	小川 重徳	今治市片山1丁目6番8号

"	達 川 和 之	今治市山路467番地第2
"	長 島 清 志	今治市大正町7丁目1番3号
"	真 木 孝 悦	今治市高地町1丁目甲1720番地の2
"	門 岡 信 光	今治市南日吉町1丁目2番3号
"	上 田 忠	今治市美須賀町2丁目3番地の1
"	山 下 富士夫	今治市宮下町3丁目甲1701番地
"	矢 野 典 明	今治市石井町1丁目10番9号
"	矢 野 昭 博	今治市石井町2丁目4番53号
"	砂 田 鹿 嘉	今治市八町西5丁目1番55号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
"	森 昭 允	今治市横田町1丁目2番30号
"	小 川 顯一郎	今治市土橋町1丁目6番3号
監 事	阿 部 龜久雄	今治市上徳甲177番地2
"	柳 瀬 壽 則	今治市別名844番地
"	玉 井 思	今治市北日吉町2丁目9番10号
"	小 川 晴 夫	今治市土橋町2丁目4番3号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号
"	越 智 龜 義	今治市上徳甲389番地1
"	越 智 敏	今治市松木293番地
"	加 藤 貢	今治市喜田村5丁目5番12号
"	檜 垣 要	今治市五十嵐甲349番地
"	益 田 正 夫	今治市四村190番地2
"	宇 高 昇	今治市徳重290番地の3
"	本 宮 喜美男	今治市中寺674番地
"	古 川 綱 夫	今治市中寺53番地
"	長 岡 敏 雄	今治市新谷甲1207番地
"	西 原 保 房	今治市新谷甲1171番地
"	深 田 仁	今治市高橋甲1121番地1
"	越 智 光 郎	今治市高橋甲1067番地第1
"	岡 本 時 平	今治市高橋甲141番地
"	正 岡 敏 朗	今治市高橋甲682番地1
"	有 田 正	今治市別名682番地1
"	豊 嶋 政 美	今治市小泉4丁目11番5号
"	宇 高 和 夫	今治市馬越町3丁目2番47号
"	小 川 重 徳	今治市片山1丁目6番8号
"	橋 田 佳 美	今治市山路324番地
"	長 島 清 志	今治市大正町7丁目1番3号
"	繁 信 有	今治市東門町6丁目2番12号
"	門 岡 信 光	今治市南日吉町1丁目2番3号
"	真 木 清 忠	今治市別宮町9丁目4番28号
"	山 下 富士夫	今治市宮下町3丁目甲1701番地
"	矢 野 典 明	今治市石井町1丁目10番9号
"	矢 野 昭 博	今治市石井町2丁目4番53号
"	砂 田 鹿 嘉	今治市八町西5丁目1番55号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
"	森 昭 允	今治市横田町1丁目2番30号
"	高 山 文 夫	今治市南鳥生町2丁目1番11号
監 事	阿 部 龜久雄	今治市上徳甲177番地2
"	加 藤 政 則	今治市小泉1丁目7番23号

"	矢 野 市太郎	今治市北日吉町1丁目6番6号
"	小 川 顯一郎	今治市土橋町1丁目6番3号

○愛媛県告示第1813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岩 城 義 治	北宇和郡松野町大字松丸1104番地
"	芝 實	北宇和郡松野町大字延野々2085番地
"	末 光 光 明	北宇和郡松野町大字豊岡1671番地
"	平 野 宗 和	北宇和郡松野町大字豊岡3724番地
"	森 田 守	北宇和郡松野町大字富岡575番地1
"	村 田 和 宏	北宇和郡松野町大字上家地600番地
"	岡 本 位津夫	北宇和郡松野町大字目黒1045番地
"	太 田 善 英	北宇和郡松野町大字吉野2371番地
"	岡 本 幾久夫	北宇和郡松野町大字蕨生596番地2
"	岡 本 吉 国	北宇和郡松野町大字奥野川820番地
"	柳 野 大 和	北宇和郡松野町大字吉野777番地
"	関 本 良 夫	北宇和郡松野町大字豊岡899番地
監 事	平 野 峻 市	北宇和郡松野町大字延野々2395番地
"	赤 松 末 光	北宇和郡松野町大字吉野2515番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	柳 野 大 和	北宇和郡松野町大字吉野777番地
"	山 口 尊	北宇和郡松野町大字松丸358番地
"	村 田 和 宏	北宇和郡松野町大字上家地600番地
"	関 本 良 夫	北宇和郡松野町大字豊岡899番地
"	森 田 守	北宇和郡松野町大字富岡575番地1
"	岡 本 幾久夫	北宇和郡松野町大字蕨生596番地2
"	石 田 定 雄	北宇和郡松野町大字延野々193番地
"	脇 本 盛 市	北宇和郡松野町大字目黒868番地
"	岩 城 義 治	北宇和郡松野町大字松丸1104番地
"	岡 本 吉 国	北宇和郡松野町大字奥野川820番地
"	平 野 宗 和	北宇和郡松野町大字豊岡3724番地
"	太 田 善 英	北宇和郡松野町大字吉野2371番地
監 事	平 野 峻 市	北宇和郡松野町大字延野々2395番地
"	赤 松 末 光	北宇和郡松野町大字吉野2515番地

○愛媛県告示第1814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 保 勇	新居浜市岸の上町1丁目2番地25

○愛媛県告示第1815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市清水地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浮 穴 忠 夫	今治市徳重179番地

○愛媛県告示第1816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 睦 純	伊予市稲荷20番地5

○愛媛県告示第1817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により小松町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	妙口上地区	平成13年3月10日

○愛媛県告示第1818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により小松町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	妙口原地区	平成14年3月25日

○愛媛県告示第1819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により小松町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	妙口原地区	平成14年3月25日

○愛媛県告示第1820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により小松町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	南川地区	平成15年3月25日

○愛媛県告示第1821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により小松町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	中ノ坪地区	平成15年3月25日

○愛媛県告示第1822号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ふるさと農道緊急整備事業	野村西地区	平成15年8月5日

○愛媛県告示第1823号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成18年9月25日	愛媛県第1240号	魚廃物加工肥料	5.0魚廃物加工肥料	窒素全量5.0 りん酸全量2.8	公定規格のとおり	吉田町漁業協同組合愛媛県北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地

○愛媛県告示第1824号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

伊予灘沿岸の表松山港和気堀江の項を次のように改める。

同	同	堀江	<p>基点67から基点81までを結んだ線並びに基点81、補助点81-1、補助点81-2、補助点79、補助点75、補助点74、補助点73及び基点67を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点67は、松山市勝岡町1163番地の1の標柱（北緯33度53分58秒、東経132度43分49秒）</p> <p>基点68は、基点67から95度46分67.0メートルの標柱</p> <p>基点69は、基点68から33度59分72.0メートルの標柱</p> <p>基点70は、基点69から67度09分105.0メートルの標柱</p> <p>基点71は、基点70から353度10分45.0メートルの標柱</p> <p>基点72は、基点71から307度12分60.0メートルの標柱</p> <p>基点73は、基点72から343度31分105.0メートルの標柱</p> <p>基点74は、基点73から8度17分42.0メートルの標柱</p> <p>基点75は、基点74から87度15分513.0メートルの標柱</p> <p>基点76は、基点75から158度22分43.0メートルの標柱</p> <p>基点77は、基点76から80度57分33.0メートルの標柱</p> <p>基点78は、基点77から10度45分42.0メートルの標柱</p> <p>基点79は、基点78から78度44分260.0メートルの標柱</p> <p>基点80は、基点79から72度43分198.0メートルの標柱</p> <p>基点81は、基点80から325度37分</p>
---	---	----	---

			<p>12.0メートルの標柱</p> <p>補助点73は、基点73から273度28分53.0メートルの地点</p> <p>補助点74は、基点74から337度13分184.0メートルの地点</p> <p>補助点75は、基点75から7度55分176.0メートルの地点</p> <p>補助点79は、基点79から349度58分174.0メートルの地点</p> <p>補助点81-1は、基点81から65度40分10.0メートルの地点</p> <p>補助点81-2は、基点81から337度20分156.0メートルの地点</p>
--	--	--	---

○愛媛県告示第1825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域市計画公園

6・6・1松山中央公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 松山市市坪西町

(2) 削除する部分 松山市市坪西町

○愛媛県告示第1826号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成15年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画事業の種類及び名称

東予広域都市計画道路事業

3・4・5 船屋阿島線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新居浜市平形町並びに東雲町一丁目及び二丁目地内

(2) 使用の部分

なし